

札幌市北3条広場の管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市北3条広場条例（平成25年条例第38号）第16条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と札幌駅前通まちづくり株式会社（以下「乙」という。）において令和5年3月27日付け（直近改定：令和7年12月26日付け）で締結した札幌市北3条広場の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第37条及び原協定書別記3賃金スライド条項第7条の規定に加え、第27条、第38条及び別表の規定に基づき令和8年4月1日から令和9年3月31日に発生した経費の変動等について協議の上、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条第3項の表を以下に改める。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
賃金スライド	－	26,000円	370,000円	778,000円	778,000円
委託費補填	－	－	231,911円	425,000円	－
計	－	26,000円	601,911円	1,203,000円	778,000円

第2条 この協定は、令和8年10月1日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年9月24日

- (甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広
- (乙) 札幌市中央区北3条西3丁目1番地
札幌駅前通まちづくり株式会社
代表取締役社長 内川 亜紀

